

部会第 8 回・第 9 回会議の意見要旨

部会第8回・第9回会議の意見要旨 目次

〔第1分科会〕

- 「刑の全部の執行猶予制度の在り方」についての第8回会議の意見要旨 … 1 頁
- 「自由刑の在り方」についての第8回会議の意見要旨 …………… 2 頁
- 「社会内処遇に必要な期間の確保」についての第8回会議の意見要旨 … 3 頁
- 「若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実」についての第8回会議の意見要旨 …………… 4 頁

〔第2分科会〕

- 「宣告猶予制度」についての第9回会議の意見要旨 …………… 5 頁
- 「罰金の保護観察付き執行猶予の活用」についての第9回会議の意見要旨 … 6 頁
- 「若年者に対する新たな処分」についての第8・9回会議の意見要旨 … 8 頁

〔第3分科会〕

- 「起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方」についての第9回会議の意見要旨 …………… 12 頁
- 「保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措置の導入及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方」についての第9回会議の意見要旨 …………… 13 頁

「刑の全部の執行猶予制度の在り方」についての第8回会議の意見要旨

1 猶予期間経過後の執行猶予の取消し（制度概要「第4」関係）

- 現在の法制度において、執行猶予の取消しを免れるために不当な裁判の引き延ばしが行われているといったことはなく、運用状況に問題はないから、この制度を導入する必要性はない。裁判を受ける権利を行使した結果として長期化することもあり、猶予期間が経過するかどうかは偶然の事情によって起こり得るものであるから、このような法改正は不要である。
- 実務経験上、猶予期間中に再犯に及んで起訴されたものの、公判に長期間を要したために、有罪判決確定が猶予期間経過後になる事案がある。再犯を理由とする執行猶予の取消しにおいて本質的に重要なのは、猶予期間経過前に再犯に及び、それが裁判により認定・確定されたことであり、再犯の公判に要した期間によって取消しの可否が左右されるのは公平とはいえない。法改正の必要性は十分にあり、これにより、執行猶予の取消しを免れようとして裁判の遅延を図ることが不可能とは言えない仕組みを改善することにもつながる。
- 猶予期間中の再犯について、本人が否認していて遵守事項違反による執行猶予の取消しが困難な場合には、再犯についての裁判を待つこととなるが、裁判をしたことによって猶予期間が経過してしまい、有罪が認定されても執行猶予を取り消すことができないという事態は望ましくないので、猶予期間経過後の執行猶予の取消しを可能とする制度を設けておくべきだろう。

2 資格制限の排除（制度概要「第5」関係）

- 仮に「少年」の上限年齢が引き下げられた場合に、18歳及び19歳の者を対象に、資格制限について成人と別異の取扱いを行うことも検討すべきである。資格制限についてその他の成人と異なる扱いをする根拠が問題とされ得るが、その点は「若年者に対する新たな処分」も同様である。

「自由刑の在り方」についての第8回会議の意見要旨

新自由刑（制度概要「2(2)」関係）

- 受刑者に行う「矯正に必要な処遇」の具体的な内容を刑事施設の長において決めることとする場合、刑事施設の職員の業務量や負担がどう変化するかについて検討すべきではないか。また、処遇内容の判断についての今後の運用等として、例えば処遇内容や不服申立てについて第三者機関に判断してもらうことも併せて検討していくべきではないか。
- 「作業その他の矯正に必要な処遇」を刑の内容とする場合、「矯正に必要な処遇」の範囲がはっきりしないので、刑罰の明確性の観点から、規定ぶりを検討すべきではないか。
- 罪刑法定主義の観点から、刑の内容は明確に規定されるべきであるが、「矯正に必要な処遇」は、内容が曖昧であり、内面に深く関わる性格の矯正なども含めた処遇がされ得るという問題があるので、少なくともこれを刑の内容として刑法に書き込むのは問題があるのではないか。

「社会内処遇に必要な期間の確保」についての第8回会議の意見要旨

1 考えられる制度の概要

- 裁判所による改善更生に必要な期間の判断が難しいという実務的な理由から、仮釈放後の保護観察期間をあらかじめ設定する案とすることは理解できないわけではない。ただ、出所後の再犯期間の現状等を考慮すると、設定する期間を一律に「6月」とするのは短すぎるので、例えば、入所度数や刑期に応じて、設定する保護観察期間に段階を設けてはどうか。
- 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を制度の対象から除くとしても、保護観察付きでない単純一部執行猶予者については、社会内処遇が不要とはいえないことから、除外するのは、保護観察付きの一部執行猶予者に限るべきである。

2 その他

- 仮釈放者について仮釈放の期間を一定期間確保する制度を採用するのであれば、将来的には、満期釈放者についても社会内処遇の期間を確保するための制度の検討を行う必要がある。

「若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実」についての第8回会議の意見要旨

1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実（施策概要「第1」関係）

- 若年受刑者に対する処遇原則の明確化，処遇内容や調査の充実といった方向性自体は基本的に妥当と考えるが，少年法の対象外とされる以上は，対象者個人の自律性に配慮する必要がある，健全育成という目的で人格全般にわたって内面への働き掛けを行うような強い介入をすることは許容されないから，刑務所での処遇等の充実が図られたとしても，保護処分としての少年院教育との間の差は大きい。

2 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等（制度概要「第3」関係）

- 若年者の定義をしないでその処遇原則を定めるのは問題であり，受刑者に関する処遇原則が現在定められている中で，特に若年受刑者に対する処遇原則を設ける必要性についても疑問がある。
- 若年者以外にも，高齢者など様々なタイプの受刑者がいる中で，一般原則に加えて，更に若年者だけを取り上げて処遇原則を書くことについて，法制的な問題がないか検討する必要がある。

「宣告猶予制度」についての第9回会議の意見要旨

- 18歳及び19歳の者の再犯防止策として、他の制度・施策の導入によっても対応することができない層が残るのであれば、その隙間を埋める選択肢として、宣告猶予制度について検討する余地が残るが、現行の他の制度との関係でどのような位置付けのものであるのかが分かりにくいものであり、これを国民に分かりやすい制度とすることができるかが課題である。
- 制度概要に記載のある制度は、抵抗もあろうかと思うが、より簡易な制度として分科会で提案された制度については、裁判所が有罪認定した上で処遇に付す点で、検察官が働き掛けを行う制度より適当であるから、裁判所を介した新たなダイバージョンの制度として構築すべきではないか。
- 制度概要に記載のある制度には必要性・相当性がないとしても、「少年」の上限年齢を引き下げるとした場合、18歳及び19歳の者が起訴されたときに用いる制度として、手続を二分し、まず有罪を宣告して刑の宣告を猶予し、家庭裁判所調査官の調査に匹敵するような調査を行った上で処分を決めるといような宣告猶予制度的な制度を検討する必要があるのではないか。
- 検察官が起訴するかどうか迷っている事件を対象とした制度とする場合には、そのような事件をとりあえず起訴して有罪の認定をしてしまうことが本当によいのかどうか考えた方がよい。また、起訴された事件に宣告猶予と執行猶予とをどういう使い分けをするのか明らかにしないと、裁判所の立場としては、運用できない。

「罰金の保護観察付き執行猶予の活用」についての第9回会議の意見要旨

【量刑に関する考え方について】

- 罰金の執行猶予が罰金の実刑よりも軽いと考えるのであれば、処遇のために軽い量刑をすることになるなど、量刑についての考え方を変えなければいけないことになろうが、低額な罰金刑にも執行猶予を付す運用になるのか検討の必要があり、今のままでは、罰金の執行猶予そのものがほとんど用いられないから、罰金の保護観察付き執行猶予は、活用されないのではないか。
- 仮に当事者の主張・立証に何か変化があれば裁判も変化していく可能性は、一般論としてあり得るところ、量刑の傾向は、一件一件の事例の判断の積み重ねによって形成されていく性質のものであると考えられる。

【保護観察の実効性について】

- 保護観察を実効性あるものにするためには、遵守事項違反の場合の適切な措置が設けられている必要があるところ、罰金の保護観察付き執行猶予では、遵守事項違反により執行猶予が取り消されたとしても、罰金を払うのみであるため、保護観察の実効性に疑問があり、また、再犯リスクが高まった際に処遇を転換させることなく処遇を終わらせることになる点においても処遇効果に疑問がある。
- 第2分科会では、活用に当たって罰金の多寡を考慮することが議論されたが、罰金額の多寡と当該被疑者の問題性の大きさは、必ずしも相関しないため、罰金額が少額でも問題性が大きいという事案があり得るが、このような事案には、実効的な対処ができないのではないか。
- 18歳及び19歳の者の処分結果の統計と、20歳及び21歳の者の検察庁における処分結果の統計とを比較すると、検察官送致や少年院送致といった比較的重い処分となっていた18歳及び19歳の者は、ほぼ公判請求の対象となり、保護観察処分となっていた18歳及び19歳の者の相当部分も公判請求の対象に、残りの一部が略式手続の対象になるなどと推測できる。このような統計上の比較の観点を踏まえ、罰金の保護観察付き執行猶予の有効性を議論すべきである。

【手続等について】

- 略式手続では、保護観察が適当な事案の選別ができないのではないか。
- 公判請求すれば適切な事案が選別できると考えるとしても、そもそも保護観察が付されるか否かは裁判所の裁量であり、検察官の求刑どおりに保護観察が付かない可能性もあるし、公判請求される被疑者の負担が大きく

なるだけなのではないか。

- 必要な事案において公判請求を行うとしても、身柄事件の場合、勾留期間は最大20日間に限られ、保護観察を付けるべき事案かどうかの調査を行う時間的余裕がないため、適切に事案を選別することは困難と思われる。さらに、公判請求を行えば、身柄拘束が続くことや、保釈を活用するとしても保釈金を支払わなければならない問題もある。
- 罰金の保護観察付き執行猶予についても、刑事裁判所が、家庭裁判所の調査を踏まえてどのような処遇が適切かを考えた上で保護観察に付すことができるような仕組みを検討すべきである。

【その他】

- これまで保護処分を受けていた18歳及び19歳の者について、漏れることなく対応できるか、罰金となる者で何らかの処遇が必要なもののうち、どの程度が罰金の保護観察付き執行猶予となるのか、例えば、第2分科会において活用が考えられるとされた典型例のような事案はどれくらいあるのか、それ以外の事案への対応はどうするのか、といったことが課題である。
- 不起訴処分の場合には新たな処分を設けることを検討しているのに対し、それよりも重い処分であるはずの罰金の場合について、活用されるか否かやその実効性に疑問がある保護観察付き執行猶予の制度を検討するのみでは、全体的な制度設計としてバランスが悪いのではないかと。

「若年者に対する新たな処分」についての第8・9回会議の意見要旨

1 若年者に対する新たな処分（以下「新たな処分」という。）の性質（制度概要「1」関係）

- 新たな処分の性質は刑事処分というほかなく、刑事処分をするために保護処分の手続を用いることに問題がある。

2 対象者（制度概要「1」関係）

- 仮に、新たな処分とともに、起訴猶予等に伴う再犯防止措置も導入する場合、検察官が刑罰相当と考える場合には公訴提起、新たな処分相当と考える場合には家庭裁判所送致、新たな処分までは必要ないものの一定の再犯防止のための措置が必要な場合には守るべき事項を設定して起訴猶予とするものとして、いずれの手続に付するかを検察官の裁量に委ねることが望ましい。
- 18歳及び19歳の者に対する家庭裁判所の処分は審判不開始と不処分で6割弱、20歳及び21歳の者に対する検察の処分では起訴猶予が5割弱であることから、新たな処分の対象は現行の審判不開始や不処分に相当する層であると考えられる。このように軽微な事案について、どこまでの措置が許容されるか、これらが現在ほとんど観護措置もとられていない事案であることも含め、検討すべきである。
- 新たな処分の対象者については更に詰めて検討すべきであり、例えば、行為責任の軽い類型に限らず、特別予防的な観点から新たな処分による処遇が望ましいと判断される者は、訴追をせずに広く新たな処分の対象にするということになれば、処分についての考え方も幅をもってくると思われるが、行為責任の軽い類型だけを対象とするのであれば異なる結論となる。

3 手続（制度概要「2」関係）

- 新たな処分の制度は、家庭裁判所における対象者の調査や試験観察を行うことができるものであり、ノウハウを有する家庭裁判所の人的資源を18歳及び19歳の処遇に関わらせる点において意義がある。
- 新たな処分の対象者が比較的軽微な罪を犯した者であることからすれば、審判時の収容鑑別を設けることの是非やその期間の在り方については、慎重に考えるべきである。

4 施設収容処分（制度概要「3(1)」関係）

【必要性について】

- 一般論として、家庭裁判所においては、保護観察以外にも処分の選択肢がある中で審理をし、具体的な検討を経て処分内容を選択できる制度の方が、対象者にとって感銘力のある審理を行うことができ、少年の更生に対する姿勢や意欲を引き出すことができる。
- 対象者に対し、積極的に意欲をもって調査を受けさせるためには対象者に緊張感を与え動機付けをし、調査や処分に納得させる必要があり、また、調査等の結果を生かせるだけの処分の選択肢があることも重要であるから、施設収容処分を設けるべきである。
- 審判において社会内処遇か不処分かを選択するだけであれば、そもそも対象者の問題性について深い調査をせずに判断できる場合が多いと思われることから、調査や審理が現行と比べて見劣りするものになってしまい、その結果十分に対象者の問題性に気付けなくなるおそれがある。施設収容処分を設けることによる家庭裁判所の審判、調査の充実、その後の社会内処遇の充実のためにも重要である。
- 密度の濃い集中的な処遇を施設内で行うことは再犯防止や改善更生のために有効であり、特に若年者については有効である。新たな処分についても、施設収容処分を設ければ、少年院処遇と全く同じレベルではなくとも、密度の高い集中的な処遇をそれなりに行い、実効性を上げることは可能であると思われる。
- 施設収容処分を設けないとした場合に、保護観察による社会内処遇を充実させることによって、対象者に対して実効性のある処分をすることができるかということが、施設収容処分の要否を考えていく上でポイントとなる。

【行為責任との関係について】

- 18歳及び19歳の者が成人とされた場合に、施設収容があり得るような重さの行為責任の事案で起訴猶予とされるものが全くないわけではないと思われるものの、そのような事例が施設収容処分を設ける必要性を基礎付ける程度存在するのか、仮にそういう事例があるとしても起訴猶予にされた事情に照らして施設収容処分することが相当かについては、どのような事例があるのかということ踏まえて更に検討すべきである。
- 起訴猶予とされる事案には幅があり、実刑になり得る程度の行為責任が認められる事例でも起訴猶予とされることはあり得るから、行為責任による制約があるために施設収容処分を設けることができないとはいえない。家庭裁判所が行為責任の範囲内で適切に処分選択をするものとし、その判

断に対する不服申立て制度も設けられるのであれば、行為責任の範囲内で処分がなされることは担保される。

- 新たな処分の対象者のほとんどは軽微な罪を犯した者であると想定されるが、相当程度軽微な罪を犯し刑事処分は不要であると判断された者に対して施設収容処分を行うことは、行為責任の見地から許されないので、施設収容処分を設けるべきではない。

【施設・人員等の確保について】

- 施設収容処分を設ける際の問題点として、組織、施設や人員の確保に関する問題が指摘されているものの、少年院の施設や法務教官といった今ある施設や人材を活用すれば、大きな支障は生じないのではないかとと思われる。
- 新たな処分の対象者は少年ではないので、収容のためには少年院ではない施設が必要となる。また、健全育成目的による全面的な介入ができないことにより、現行の少年院での短期処遇より長期の収容でないとも効果が上がらないという問題もあり、新たな処分として施設収容処分を検討する場合には、どのような施設でどのような処遇を行うかを検討しなければならず、それも踏まえて、そのための施設や人員を確保する現実的な必要性があるのかを検討すべきである。

5 保護観察の処遇の見直しのための措置（制度概要「3(4)イ」関係）

- 保護観察の処遇の見直しのための収容鑑別については、新たな処分で保護観察に付された者と仮釈放中の者又は保護観察付執行猶予者とは、置かれている立場が異なることや、軽微な事案が多数であると考えられることを考慮し、要件等を慎重に検討すべきである。少なくとも遵守事項違反を要件とすべきであり、さらに、実施できる回数を制限することも検討課題である。
- 新たな処分の対象者が比較的軽微な罪を犯した者であることからすれば、処遇の見直しのための収容鑑別の措置を設けることについては、慎重に考えるべきである。

6 遵守事項に違反した場合の施設収容処分（制度概要「3(4)エ」関係）

- 不良措置のない保護観察は、理論的にあり得ないわけではないが、対象者が指導や監督に全く従わない場合ですら何らの対応もとることができないため保護観察の実施に極めて困難が伴い、実効性の点で見劣りのするものとなるから、遵守事項違反があった場合の不良措置としての施設収容処

分を考えざるを得ず，そうした不良措置を設けられないのであれば，新たな処分の制度の導入そのものを見送らざるを得ない。

「起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方」についての第9回会議の意見要旨

検察官が働き掛けを行う制度の導入（制度概要「第1」関係）

- 仮に「少年」の上限年齢を引き下げるとした場合、18歳及び19歳の者については、家庭裁判所調査官が関与できる制度が望ましいため、若年者に対する新たな処分によるべきであり、本制度の対象とすべきでない。
- 保護観察官による指導・監督は重い不利益処分であり、検察官が起訴権限でできるのか。保護観察官による指導・監督に付すことは、保護観察に付することになるのではないか。検察官が保護観察官による指導・監督に付す措置をとることができるというのは、それを法律に書けばできることもあるかもしれないが、少なくとも現行の訴追裁量権の範囲内でできるとは考えにくいので、制度設計に問題があるのではないか。
- 本制度は訴追裁量権の範囲内で行うものであるとする立場からは、なぜ訴追裁量権の範囲内で検察官が保護観察官による指導・監督に付す措置をとることができるのか、明らかとされていない。本制度は新たな法的義務を課したり権利を制約したりするものではないと考える立場があるが、何ら義務付けをするものでないとするれば、被疑者に改善更生の仕組みを示唆して本人にやってみたいと思わせ、それを観察するのが本来であると考えられ、保護観察官に指導・監督させることに結び付く理由が分からない。

「保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措置の導入及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方」についての第9回会議の意見要旨

1 保護観察における新たな処遇手法の開発，特別遵守事項の種類の追加等（制度概要「第1」関係）

- 更生保護施設に宿泊を義務付けた上で外出させないこととした場合，施設内処遇に限りなく近づくことになり，少し行き過ぎではないか。また，更生保護施設にその運用を期待するのは困難ではないか。
- 対象者をそのまま家に帰すと，環境が悪いため再犯等に及ぶおそれがあるケース等において，更生保護施設に少し宿泊し，規則正しい生活をするようにしていくということも，選択肢としてあり得るのではないか。確実に更生につながるためには何が必要かということを考えていくことが適当ではないか。

2 犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実等（制度概要「第2」関係）

- 刑の執行中等において，現行法上は仮釈放等にならないと被害者や遺族から意見等を言えないので，刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度が考えられたことは，喜ばしい。加害者にとっても，早い段階から，自分が何をしたのか，被害者がどのような思いでいるのかということを知ることが，更生に近づく出発点だと思う。
- 保護観察官等には，まず一回被害者等から話を聞くところから始めてほしい。そして，より積極的に被害者等の現状を聞いてほしいし，もっと被害者等と関わってほしい。謝罪をしない，損害賠償を払わないという加害者があり，それによって被害者等がどれだけ大変な思いをするのかということや，とても生きにくい現状であることを知ってもらいたい。

3 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用の在り方等（制度概要「第5」関係）

- 保護観察所の長が，仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について，処遇を見直す場合に，収容して，少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることは，身体拘束を伴う不利益な処分であるので，執行猶予の取消しを回避するという有利な方向に働く場合に限定してこれを使うのであれば，許容されるかもしれないが，10日間収容して鑑別をした上で執行猶予を取り消すような方向でこれを使うということは，非常に問題が多いと考える。

- 保護観察の処遇を見直す場合の収容を伴う鑑別について、第3分科会においては、そのままでは保護観察の継続が困難であって、仮釈放や執行猶予の取消しが考えられるような程度に深刻な事態になった場合に、その処遇を見直して社会内の処遇が継続できるようにするための制度という位置付けであったと理解しており、そのような場面設定で議論等の取りまとめがなされたと理解している。